

Title	フィデル・カストロ著『キューバ革命』：著作・演説・論文集
Sub Title	Fidel Castro : La revolución Cubana
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.2 (1961. 2) ,p.92- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610215-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

かし、一九五八年一月一日、キューバのバチスタ政權を倒したフィデル・カストロの革命は、これまでのいわゆるラテン・アメリカ的革命とはまったく様相を異にしているようだ。

「今日のキューバに起つてゐることは、ある寡頭政權が他の寡頭政權を驅逐するという單なる上部だけの宮廷革命ではない。これはキューバ國民大眾を巻き込んだ社會革命であり、その目的は一團の新支配者を政權に就かせることでなく、新社會體制を遂行することにある」とするウォールター・リップマンの見解は、カストロ革命の本質を捉えているようである。それは確かに従來の政權の交替をもつて終るクーデターではなく、むしろ政權の交替に出發したものと云えよう。民衆を基盤とした新しい社會秩序の建設、新しい國造りを指向して、革命はいまなおキューバ全土に推進されている。

Fidel Castro :
La Revolución Cubana
——Escritos y Discursos——
Colección: *Vertientes de la Libertad*,
Editorial Palestra, Buenos Aires, Argentina,
1960, pp. 476.
フィデル・カストロ著
『キューバ革命』

——著作・演説・論文集——

一 由来、ラテン・アメリカは「革命と獨裁の本場」である。し

この新しい波がカリブ海圏諸國はもちろん、他のラテン・アメリカ諸國にも何らかの形で影響を興えるであろうことは必至であると思なされてゐる。だが、一方、カストロ革命によつて最大の被害をこうむつた米國が、これを黙つて見過すはずはない。米洲機構の盟主として、自由陣營の指導的地位にある米國としては、失われた諸權益や威信を回復するためにも、巻き返し戰術にでることは必定と考えられる。これまで、キューバが新農地改革法を施行し、これと平

行して外國系企業の國有化を推進すれば、米國はこれに對應して經濟封鎖を強行するといった具合に、革命とそれに對する報復の相互的應酬が相續き、今日では双方ともに進むことも退くこともできないデッド・ロックに達している。問題は、すでに單にキューバの國內問題にとどまらず、また、米洲機構という地域的な枠組内での解決にも失敗し、國連政治委員會での討議に附託されることになつてゐる。

こうして國際的紛争にまで展開されたカストロ革命について、この問題の特異性、重要性を強調した單行本がいくつか出版されている。筆者の手許に届けられたものだけでも、つぎの四冊を數える。

Ray Brennan : *Castro, Cuba and Justice*. (Doubleday & Company, Inc., New York, 1959, 282 pp.)

Armando Gimenez : *Sierra Maestra, La Revolución de Fidel Castro*. (Editorial Lautaro, Buenos Aires, Argentina, 1959, 191 pp.)

Ley Huberman and Paul M. Sweezy : *Cuba, Anatomy of a Revolution*. (Monthly Review Press, New York, 1960, 176 pp.)

Fidel Castro : *A Revolución Cubana*.

これらの著書はいずれもカストロ革命を支持し、この革命の勝利

紹介と批評

を信ずる意圖のもとに書かれている。問題のとり上げ方として、ブレンナンとヒメネスの兩書がカストロの擡頭からバチスタを打倒して政權を握るまでの戦闘記録とか革命過程をジャーナルに捉えた、いわゆる戦記ないし内幕ものであるに對して、ヒューバーマン、スウィージー共著がこうした記録にとどまらず、革命の分析を通じてカストロ革命の理論的裏づけを試みている點で内容の豊かさを示す。だが、これらの著者に共通して云えることは、かれらがきわめて感情的であり、したがつてそれぞれの著書に論理的飛躍が、また盲目的、煽動的な面が多分に見受けられる。こうした書物には、一時的な關心が寄せられるとしても、關心を上廻る永續的評價は期待し難いものと思われる。われわれが革命の眞實を知るには、こうした客觀性を裝つた二次的な解説書よりも、むしろ、カストロ自身の主觀的意見を知るべきであるし、またそこにわれわれの興味も繋がるものがある。

この書物は前後二篇に分たれている。前篇には「モンカード要塞襲撃以後」として、一九五三年のこの日を記念して名付けられた七月二十六日運動の展開過程におけるカストロの演説や書簡その他の文書記録が十二項目にわたつて載せられている。後篇は「獨裁者放逐以後」の革命の進行過程におけるカストロの公式演説を主に、キューバ農地改革法その他の公式文書を含めて十七項目にわたる。こ

れら全項目を總花的に並べ立てる必要はないと思われるので、代表的な項目を重點的に紹介してみよう。

二 カストロの革命に關する書物は、いずれもその第一章は「モンカーダ要塞襲撃」にはじまる。この襲撃は、カストロを指導者として學生、勞働者からなる二百名の一團がバチスタ打倒を目指して一九五三年七月二十六日未明、武装蜂起した事件であるが、これが失敗して捕われたカストロ一味が、やがて裁判に附せられる時がくる。九月二十一日にサンチャゴの法廷で最初の論告が行われ、その後、論告と辯論の應酬に回を重ねたのち、十月二十六日には非公開でカストロ自身の辯論が行われることになった。このときのカストロの辯論である「歴史は私に無實を證明するであろう」(La Historia me absolverá) はかれが自らの辯明をするというのでなく、バチスタに對して公式に挑戦状を突きつけたものとみられるだけにひときわ感銘的である。本書の冒頭を飾るものとして、その内容をかいつまんでみよう。

「判事諸君、かかる重大な事態にあつて職務を遂行しう一人の辯護士もない」と裁判の不法を糾弾するにはじまるカストロの辯論は、バチスタ政權下の「司法は病人であり、……囚われの身である」ことを斷言する。ついで、モンカーダ要塞襲撃が「民族の至高の利益を守り、……祖國の偉大さと幸福を追求する」意圖のもとに行わ

れたことを述べ、こうした行動に従つて「キューバ人で榮光を望まぬものがいるだろうか、自由の夜明けに燃えたたぬ心があるだろうか」と反問を加える。

革命の基盤は「社會的性質のものであり、人民の支持に依據した。七〇萬の失業者、五〇萬の農業勞働者、四〇萬の工業勞働者と沖仲仕、一〇萬の農奴、三萬の教員、二萬の小商人、その他いずれも壓制に打ちひしがれ、不安な日々の生活を送っている人民に自由と幸福をかちとるために勇氣をもつて闘うことを奨めようとしたのだ。

このような人々の生活に關連して、「農地、工業化、住宅、失業、教育、健康管理の諸問題、これらは公民の自由と政治的民主主義の復活とともに、われわれが緊急に解決のための措置を實行しようとする六つの問題である。」じつさい、キューバは農地の七五%が全人口のわずか八%にあたる一部キューバ人と米國人に握られているという封建的大土地所有制、しかも砂糖という單一作物にキューバ經濟の大部分が委ねられている状態にあつた。

カストロは、これらの問題を解決するのは「現状維持とか企業の絶對的自由、投資に對する保證、需給の法則といった文句を並べてる政治家によつてではない」として、革命政府の政治綱領を掲げる。「汚職と腐敗の官僚機構を一掃し、ただちに工業化促進のために國立、農工、開發諸銀行を通じて約一億五千萬ドルの不活動資本

を動員し、この巨大な任務を能力ある専門家たちの研究、指導、計畫、實行に委ねる。」農地改革については、さしあたり「一〇萬の小農にそれまでの小作地に土地所有者として定着せしめ、……各種農業企業體の所有しうる土地面積を限定し、殘餘を收用、これを農民に再分配するとともに、農業協同組合を助成する。」住宅問題については「一いつさいの家賃を半分に切り下げ、所有者の住む住宅の税金を免除し、貸家に對する税金を三倍にする。……小住宅を壊して最新の集團住宅に代え、大規模な住宅建設に融資して住宅問題を解決する。」

これら三つの計畫と改革で、失業問題は自動的に消滅し、公共保健を改善し、病氣と闘う仕事はずつと困難でなくなるであらうとし、教育制度の完全な改革が革命政府の最後の任務として残ることをつけ加えている。

こうして、具體的な政治綱領を掲げた革命政府が、「壓制に對する反亂の權利」をキューバの一九四〇年憲法第四〇條のもとに認めらるべき性質のものであることが最後に主張されている。ここでは、古代ギリシヤの都市國家や共和制ローマにおける暴君處刑の正當性を説き、中世におけるソールズベリー、聖トーマス・アクィナスらの説を擧げ、また、マルティン・ルーター、カルヴァン、フランソワ・オトマンの名を擧げて暴君ないし暴政に對してこれを殺し

たり反亂に立ちあがることの合法的なことを理論的に主張する。さらに、こうした抽象的理論だけでなく、具體的歴史的な諸例をフランス革命、米國の獨立革命に求め兩國の人權宣言や獨立宣言の美文調の條文中に「新しい政府を組織する權利」が認められていることを附言し、最後に「私を斷罪せよ。それは問題ではない。歴史は私に無實を證明するであらう」として五時間におよぶ辯論を終えている。

これが、獨房に閉じ込められ、六法全書しか與えられずに、二十七歳の青年カストロが述べた言葉である。法律、政治學、經濟學、歴史、哲學から引用した學究的なこの辯論には、「歴史は私に無實を證明するであらう」というほどのなみなみならぬ自信が確かに秘められている。

パイン島での七ヵ月間、獨房での監禁生活のち一般囚人の仲間に入れられたカストロは、ただちに獄中に「革命學校」を作つた。この間、パチスタに對して民心安定のために政治犯の大赦を要請する運動がはじめられたが、カストロは一九五五年三月、友人のジョーナリストに宛てた手紙（八六―九二頁）に、はつきり「われわれは、われわれの自由と交換にわれわれの名譽のひとかけらさえも譲り渡さないだろう」と書き送っている。

同年五月十五日、大赦法により釋放されたかれは、さつそくメキ

シコに渡り、メキシコ市郊外に革命學校を設定し、七月二十六日運動の實行にかかつた。ここで同志を集めてゲリラ戰の訓練を受けさせると同時に革命理論を教えた。この間のあい言葉「國民の前面へ！」(Frente a todos) はキューバを解放するために必らずそこに歸ることを國民に約束したものであり、そのための運動の進行狀況を具體的にキューバ國民に報告している(九二—一〇一頁)。

およそ十五カ月の訓練を終えた一九五六年十二月、カストロは同志八十二名とともにグランマ號(Granma-Gran-Ma との説もある)という老朽したヨットに乗り込み、メキシコ灣を渡つてキューバ東南部海岸からシエーラ・マエストラに潜入した。ジャングルに迷い、バチスタ政府軍の空陸からの掃討に會つて、目的地ピコ・トルキーノ(マエストラ山脈の最高峰)に辿りついたのはカストロ以下十一名にすぎなかつた。だが、かれらには國民各階層からの幅広い支持があつたし、シエーラ・マエストラには續々と志願兵が集まり、ここを中心として解放地區は日々擴大された。

一九五七年一月十二日、「シエーラ・マエストラからの最初の社會政策に關する聲明」(二一九—二四頁)が發表されているが、これには臨時政府の樹立を含む八項目の宣言と十項目の細目とからなる。かくして、「壓制政治に對する全面戰爭」がはじめられ、この旨が三月十二日附解放地區ならびに七月二十六日運動の参加者に

對して布告された。これは反亂軍總司令官カストロと總司令部代表ベレス博士の署名のもとに、革命運動の強化、ゼネラル・ストライキの呼びかけ、國民のバチスタ政府への納稅禁止、政府軍兵士に對する革命軍への参加呼びかけなどであつて、「戰爭は徹底的に闘われる」ことを聲明したものである(一四一—一四六頁)。

七月二十日には反バチスタ民間勢力である正統派(Organización Auténtica)‘キューバ革命黨(Partido Cubano Revolucionario)‘民主黨(Partido Democrático)‘革命幹部會(Directorio Revolucionario)‘大學學生連盟(Federación de Estudiantes de la Universidad)‘その他在郷軍人會‘モンテクリステイ・ダール‘民衆抵抗運動(Movimiento de Resistencia)などとの間に統一戰線が成立し、カストロは七月二十六日運動(Movimiento 26 de Julio)を代表してこの綱領(Documento de Unión de las Fuerzas opositoras)に署名した。この綱領に共產黨(Partido Socialista Popular)の調印が缺けていることは注目される。また、統一協定は三カ條の反バチスタ革命宣言を採用したが、特に、「いづさいの獨裁者に對する軍事その他の停止を米國政府に要求する」とともに、わが國の民族主權とキューバの非軍事的、共和的傳統を守るわれわれの立場を再確認した點に注目せられる(一五二—一五五頁)。

米國に對するキューバ内攻不干渉の要請は、十月二十六日に公式の「米國に對する告訴狀」(Anusacion a los Estados Unidos)を宣告するまでに發展している(一七一—一七四頁)。米國としては、一九五八年三月にすでに公式には武器禁輸を聲明しているが、じつさいには米國軍事使節團が引き続きバチスタ政府軍の訓練にあたつていたし、武器禁輸の聲明後にロケットがバチスタ空軍に支給されている事實が指摘された。こうした米國の干渉を暴露したこの告訴狀には、「西半球防衛上の必要」を口實とする米國政府に對し、「キューバ人民の憤激が極度に達している」旨が全面に溢れている。

米國の干渉がはたしてどの程度であつたかは、兩者の言明がまぢまぢであつて不確實である。米國政府としても、一〇年餘にわたつたキューバの内戦に直接の軍事干渉は行つていない。だが、自國の諸權益を尊重し、反共的であるかぎり、どのような政權でも友好的と認める外交政策では、こうした非難に強く反駁することはできない。とにかく、キューバ駐在米國大使はバチスタ政權に忠實であつても、米國政府への忠誠心に缺けていたことが非難されている。

カストロならびに統一戦線は、こうした多くの障害を排除し、一九五九年一月一日、バチスタの驅逐に成功した。ヒューバーマン、スウィージー共著「キューバ——革命の分析——」にはこの場面のつぎのように書かれている。「フィデルと勝利を収めたヒゲの軍

隊は、キューバを端から端まで、大勝利のうちに制壓した。群衆は喜びに熱狂した。キューバ人民はほとんど一人残らず、かれらの英雄、比類ない民族の指導者、三十二歳のフィデル・カストロに賞讃と信愛の歡呼を贈つた。」

三 カストロはシエラ・マエストラに立籠つていたとき、すでに「われわれにとつてもつとも困難な仕事はバチスタを打倒することではない。困難はわれわれが勝利を収めたあとにやつてくるだろう」と豫言している。「獨裁者の驅逐以後」(Desde la huida del dictador)を扱つた後篇からは、本格的な社會革命の實相を知ることができる。革命の第一期には大統領にウルチア(Manuel Urrutia Lleo)、首相にミロ(José Miro Cardona)など民族ブルジョアジの利害を代表する自由主義的傾向の「オルトドクス黨(Ortodoxos)によつて臨時政府が組織された。だが國家の實權は革命軍總司令官であるカストロが握り、國民の注目も擧げてカストロに注がれていた。

一九五九年一月二十一日、カストロは「大統領官邸からの國民に宛てた教書」(Discurso al pueblo desde el Palacio Presidential)を發表し、革命の大事業に國民が團結することを呼びかけ、「革命は決して停滞してはならない」ことを強調した(一八七—一九九頁)。ついで應急對策として、家賃、税金、電氣料の切り下げ、

チスタ政権下に不法に没收された土地を収用し、ハヴァナ國際賭博場の閉鎖することなどの實施にのりだした。

だが、カストロ革命の根本目標は何としても農地改革にある。これによつてキューバの經濟構造を根本的に改革すること、ここにカストロが多年にわたる革命運動にかけた念願があつた。そのため、かれは自ら首相となり、革命を強力に前進させるため、「首相としての重大演説」(Discurso inicial como primer ministro) を二月十六日に行つてゐる(二三九—二五七頁)。また、二月二十四日には「農民に對して」(Ante los campesinos) と題する演説をサンチャゴの農民集會において行う(二七三—二八二頁)などの準備段階を経て、「キューバ農地改革法」(Ley de Reforma Agraria de Cuba) は一九五九年五月十七日公布、六月四日から實施されることになつた。カストロ革命の運命がこの農地改革法にかけられたと同じく、本書の後篇もこれが中心となつてゐるので、その内容を簡単に擧げておきたい。

「キューバの進歩は、その市民による國の天然資源のもつとも効果的な利用を促進し、いまなお基本的に續いてゐるわが國の不十分な經濟發展の症狀の一つである。農業の單作制への依存を除去するため、産業の成長と多様化を含むものである。こうした目的を前文に掲げ、農業改革はそのための手段であるとして、以下三點から改

革の必要を主張する。第一は、農業改革が經濟發展計畫の缺くべからざる面であるという専門家の意見、特に國連の調査の結果を強調し、第二に國勢調査で明らかにされた大土地所有制の不平等性、非能率性を擧げ、第三に、大土地所有を個々の耕作者に再分配するよりも、むしろ「疎放耕作を基礎にした非經濟的な大土地所有の生産を、集約耕作と進歩した技術的方法の使用に基づいて、大量生産の長所をもたらす協同生産に代えることが望ましい」と斷言してゐる。こうした三つの見地から、最後に「この法律の條文と精神に従つて、經濟發展の目的を細部にわたつて適用し實施でき、それによりキューバ人民の生活水準の改善をもたらす専門機關を設置することが必要不可欠である」として前文を結んでゐる。

農業改革法の本文は、(一)新土地所有制度の原則と標準を定める條項、(二)収用された所有者への補償、法律の施行、紛争處理などの諸問題に關する條項、(三)前文に觸れられた「専門機關」の權限と義務を確立する條項、の三部門に分けられる。主要骨子をとり纏めるとつぎのようになる。

- 1 土地所有面積の最高限度を九九〇エーカーとする。
- 2 ただし、砂糖農園、牧場の最高限度は三千エーカーとする。
- 3 外國人の土地所有はキューバの利益に合致すると認められ場合を除いては所有を禁止する。

4 以上を越える土地は國家が有償で收用（五八年十月現在の課税評價額を基礎に二十ヵ年期限で公債で支拂う）し、これを貧農、農業労働者に再分配する。

5 農民の土地所有の最低限度一戸（五人家族）六六エーカーとする。

この改革完遂の目標は公布から一年後とされ、さしあたり十萬人の土地のない農民が地主となる豫定だといわれた。しかし、これを實現するためには、カストロが豫想し覺悟していたより以上の困難が重なっていた。

まず、國內では農地改革のゆきすぎをおそれる意見が党内からも起り、當面の責任者であるモリン農相ら數名の關係が辭職したのを手始めに、七月十六日にはウルチア大統領と首相との對立から、カストロ首相は辭意を表明した。だが、これに驚いた市民の熱狂的な留任運動から、局面は一轉してウルチア大統領の辭職、これに代つてドルチコス (Oswaldo Dorticos) の大統領就任という一種の政治ドラマが展開されている。パチスタ一黨の驅逐に協力し、革命當初には圓滑に進んだオルトドクスとの連合も革命の前進という段階でついに分裂するにいたつている。

こうした數々の障害に直面してもカストロの信念は揺がない。十一月には石油産業の大部分を國家管理に移す方針を定めた新石油法

が決つた。また、一九六〇年に入つてからは二月四日にカストロ首相の右腕と云われるゲヴァラ (Ernesto Guevara) 國立銀行總裁によつて、「鑛業、燃料、農業、重工業の五〇—一〇〇%を政府の管理下に移し、特に重工業については外資を排除する」旨が明らかにされ、また同月二十七日には「キューバ經濟の基礎を協同組合におく」ことが聲明された。このように産業の國家管理や協同組合制度を非常に重視した改革方針は、キューバの國內政策が社會主義的色彩を濃くしているとの見方を實證するものである。

こうして、革命二年目の十月十七日には早くも「革命の第一段階を達成し、現在、革命は新しい段階に入つた」との首相聲明が發表され、「新段階では國家利益に反對する反革命分子と外國代理人に對してだけ強力な手段がとられ……、革命政府は接收と國有化の政策を引き續きとつていく」方針が定められた。

しかし、かりにこうした一連の國內措置が成功して革命が急速に進歩するにしても、この革命過程には對外關係、特に米國との關係を無視しえぬ深刻な問題が介在するし、これからのカストロ政權の運命は國內問題よりもむしろ對外問題の解決に委ねられているとみられている。

四 以上で本書を紹介する任務を終えるが、本書が演説、論文集という性格のために多分に他の文献からの資料をも併用したこと

が、かえつて問題の焦點を紛らわしいものにしてしまつたかもしれない。この點、多くの引用できなかつた演説や論文に對すると同様、残念に思う。

しかし、總體的に本書にはカストロの革命に賭けた全生命が躍動しており、自由のために闘う偉大な關將の眞面目が躍如としてうかがい知ることが出来る。單なる二次的解説書と違つて、本書への評價が漸時昂まるであらうことは間違いない。

だが、後進國にとつて共通の問題點である政治的經濟的從屬性が、こうした社會革命によつてただちに解決されるものかどうかは、本書への評價とは別問題である。カストロにしても、暴に報いるに暴をもつてし、一國を全體主義化し、國際慣例を無視したことなど、多くの點で批判の對象となつてゐる。「歴史は私に無實を證明するであらう」となみなみならぬ自信のほどを示したカストロではあるが、はたしてかれが永久に「キューバの救済主」になりうるかどうか、そのためには、せめて「歴史が私を審判する」といつた謙虛さが欲しいものである。

(一九六〇・一一・二〇 賀川俊彦)

Otto Butz:

Of Man and Politics: An Introduction
to Political Science

New York, Rinehart & Company, INC. 1960.

viii 296 pp.

オットー・ブッツ著

『人間と政治——政治學序説』

本書は、第一部「自由主義の理念、理想、目的の發展」として、西歐政治思想の敘述にあてられている。第二部「現代政治と政府機構」は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ソヴェトおよび後進國の政治の敘述である。結び「國際關係としての政治」では、アメリカ外交と世界政治の問題がとりあげられている。

第一部は、ギリシア・ローマの理性とユダヤ・キリスト教的信仰を基軸とする西歐政治思想史を、人間の自由の發展史として捉えてゐる。いま、近世以後の思想史を要約的に示すと、つぎのようである。ローマ教會の現世的優位は、教皇の精神的・組織的コントロールのもとに、中世的普遍主義の統一機構を構築した。しかし、この教會の權威は教會分裂の危機を通じて、封建體制の没落ととも失